

5 住民税の算出方法

(1) 均等割

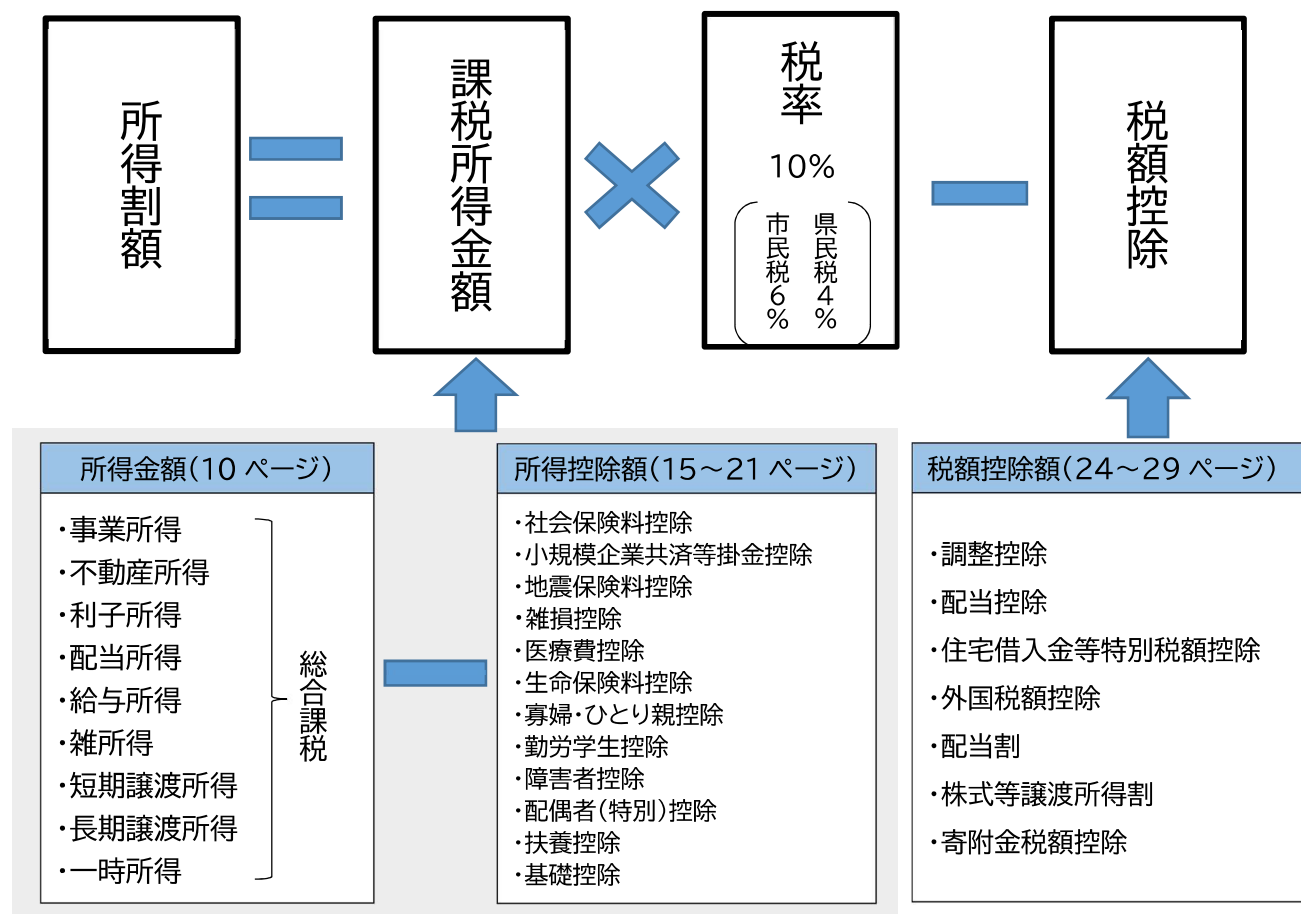
均等割額は、市民税 3,000 円と県民税 1,000 円の合計額 4,000 円(年額)です。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{均等割額} \\ \text{(年額)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{市民税} \\ 3,000 \text{ 円} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{県民税} \\ 1,000 \text{ 円} \end{array}}$$

【注】令和6年度より、住民税均等割課税者には森林環境税(国税)1,000 円が併せて課税されます。

(2) 所得割

所得割額は、一般的に所得金額から所得控除額を差し引いた課税所得金額に税率 10%(市民税 6%・県民税 4%)をかけて求めます。



【注】土地建物等の譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得等、先物取引に係る雑所得等、山林所得、退職所得がある場合は、他の所得と切り離して(分離課税)、それぞれ定められた税率により税額を計算します。詳しくは 9 ページを参照してください。

【注】配当所得や上場株式等に係る譲渡所得等などは、その所得の内容によって、課税方式(総合課税・分離課税・申告不要)を選択することができる場合があります。詳しくは 47 ページを参照してください。

分離課税税率表

所得の種類			住民税		所得税※
			市民税	県民税	
分離短期譲渡	一般		5.4%	3.6%	30%
	国、地方公共団体に対する譲渡(軽減)		3%	2%	15%
分離長期譲渡	一般	一律	3%	2%	15%
	優良住宅地等に係る長期譲渡所得(特定)	2,000万円以下	2.4%	1.6%	10%
		2,000万円超	(課税長期譲渡所得金額－20,000,000円)×3%+480,000円	(課税長期譲渡所得金額－20,000,000円)×2%+320,000円	(課税長期譲渡所得金額－20,000,000円)×15%+2,000,000円
	所有期間10年超居住用財産(軽課)	6,000万円以下	2.4%	1.6%	10%
		6,000万円超	(課税長期譲渡所得金額－60,000,000円)×3%+1,440,000円	(課税長期譲渡所得金額－60,000,000円)×2%+960,000円	(課税長期譲渡所得金額－60,000,000円)×15%+6,000,000円
株式等譲渡	上場株式等		3%	2%	15%
	上記以外		3%	2%	15%
上場株式等配当			3%	2%	15%
商品先物取引			3%	2%	15%
山林			6%	4%	(課税山林所得金額×1/5×総合課税税率)×5
退職			6%	4%	総合課税分に同じ

《参考》所得税(総合課税)税率表

課税総所得金額	税率※	速算控除表
1,000円 ～ 1,949,000円	5%	—
1,950,000円 ～ 3,299,000円	10%	97,500円
3,300,000円 ～ 6,949,000円	20%	427,500円
6,950,000円 ～ 8,999,000円	23%	636,000円
9,000,000円 ～ 17,999,000円	33%	1,536,000円
18,000,000円 ～ 39,999,000円	40%	2,796,000円
40,000,000円 ～	45%	4,796,000円

※課税総所得金額は
1,000円未満切り捨て

※復興特別所得税
(所得税額の2.1%)が
併せて徴収されます。